

三井住友信託のラップロ座にお申込みのお客さまへご案内

自在に包む、
自由に生きる。



人生安心パッケージ

お客さまのこれからの人生にもっと寄り添いたいから。
三井住友信託銀行は“安心”をプラスします。

わたしたちは、ラップ口座の効率的な資産運用を
人生を楽しむためには、お金と健康、どちらも大切です。お金と健康、両方に備える
その想いをカタチにしたもの、

人生安心パッケージのサービス
～満40歳から満65歳までのお客さま～

ラップ口座の新規または増額のご契約と同時に、
保障サービスをお申し込みいただけます※¹。お客さまは保険料の負担がありません。
(三井住友信託銀行が負担いたします。)

※1 三井住友信託ファンドラップ、三井住友信託SMAの既存のご契約だけではお申し込みできません。
年齢条件などの要件は、サービスの概要「お申し込みいただける方」の欄をご参照ください。
三井住友信託ファンドラップの運用資金待機コースからの運用再開時にも、お申し込みいただけます。

ラップ口座の契約金額500万円を1口として、
3つの保障サービスからいずれかをお選びいただけます。

ガン保障

介護保障

傷害保障

所定の状態となった場合、ご選択いただいた保障1口につき次の保険金をご用意します。

■ガン保障

ガンによる通算※2 31 日以上入院となった場合：100万円

※2 退院日の翌日から180日以内に開始した入院の入院日数を通算します。180日を経過した後に開始した入院は通算されません。
●三井住友信託ファンドラップ、三井住友信託SMAのそれぞれ10口を限度とします。

■介護保障

要介護 2 以上の認定となった場合：100万円

●三井住友信託ファンドラップ、三井住友信託SMAのそれぞれ20口を限度とします。

■傷害保障

ケガを原因として次の状態となった場合；

死亡：200万円

後遺障害：最高200万円(障害の程度により異なります。)

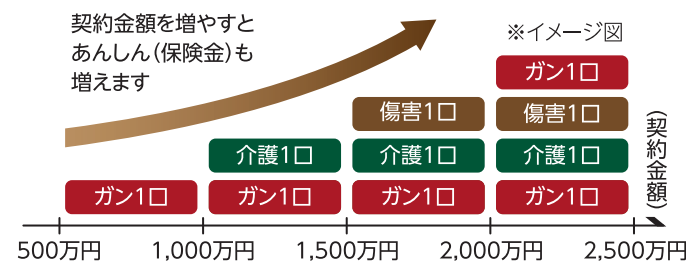
入院：日額5,000円(30日を限度とします。)

手術：入院中に受けた手術50,000円、外来手術25,000円

●事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の死亡、後遺障害、入院および手術はお支払いの対象とはなりません。

●同一保障年度内に発生した事故により、既に後遺障害保険金が支払われたことがある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を控除した残額を限度としてお支払いします。

●三井住友信託ファンドラップ、三井住友信託SMAのそれぞれ5口を限度とします。



ラップ口座の契約金額500万円ごとに、
 いずれかの保障1口をご用意いたします。
 契約金額を追加投資で積み上げていくことで、
 3つの保障を組み合わせ、
 保障水準を積み上げていくことが可能です。

通して、お客さまに豊かな時間を提供しております。
 ことで、お客さまの人生にもっと大きな“安心”をご提供していきたいと考えております。
 それが「人生安心パッケージ」です。

人生安心パッケージのサービス
～満66歳から満80歳までのお客さま～

ラップ口座の新規または増額のご契約と同時に、
保障サービスをお申し込みいただけます※¹。お客さまは保険料の負担がありません。
(三井住友信託銀行が負担いたします。)

※1 三井住友信託ファンドラップ、三井住友信託SMAの既存のご契約だけではお申し込みできません。
年齢条件などの要件は、サービスの概要「お申し込みいただける方」の欄をご参照ください。
三井住友信託ファンドラップの運用資金待機コースからの運用再開時にも、お申し込みいただけます。

ラップ口座の契約金額500万円を1口として、
ケガによる死亡、後遺障害、入院および手術の保障サービスをご利用いただけます。

傷害保障

ケガを原因として次の状態となった場合、保障1口につき次の保険金をご用意します。

死亡: 200万円

後遺障害：最高200万円(障害の程度により異なります。)

入院：日額 5,000円(30日を限度とします。)

手術：入院中に受けた手術50,000円、外来

●事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の死亡、後遺障害、入院お

●同一保障年度内に発生した事故により、既に後遺障害保険金が支払われたことがある場合は、
既に後遺障害保険金額と既に支払った金額を合算し、残額を限度として支払います。

●三井住友信託ファンドラップ、三井住友信託SMAのそれぞれ5口を限度とします。

「備えておいてよかった。助かった。」そんな声をお客さまからいただいています。

大腿骨
骨折
男性62歲

入院・手術の治療費をラップ口座の保障でカバー!?

ラップ口座を契約すると、無料で保障が付けられる、って聞いて。年を取るとケガするリスクも高まるし。とりあえず傷害保障を。定年から1年で、つまりずっと転んで大腿骨を骨折とは。一番の不安は、ちゃんと歩けるようになるのか？治療費なんて頭になくて。でも快方に向かうと、やはり気になったのが費用。そんなとき信託銀行の担当者から、治療費なら請求できますよ、と。いやぁ、助かった。これは友人にもすすめた。い。い。けど、ラップ口座にまづ入らないとね。

人生安心パッケージ お見舞い金(保険金)のお支払事例

保 障	年 齢	性 別	傷病名／要介護	支払い事例(状況)
ガン保障	57	男性	腓頭部癌(多発肝転移)	計3回にわたり33日入院。計200万円お支払い(2口)
介護保障	59	女性	進行性骨化性線維異形成症による 要介護2	計500万円お支払い(5口)
傷害保障	75	男性	左大腿骨頸部骨折	自宅内で転倒。入院期間58日のうち、限度日数30日と入院中の手術で40万円お支払い(2口)

※上記は保険金のお支払い状況について、代表的な事例を参考に説明しています。詳しい保障内容や、保険金をお支払いしない主な場合（免責事項）などお客さまに不利益となる事項の説明は、「被保険者のしおり」の「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

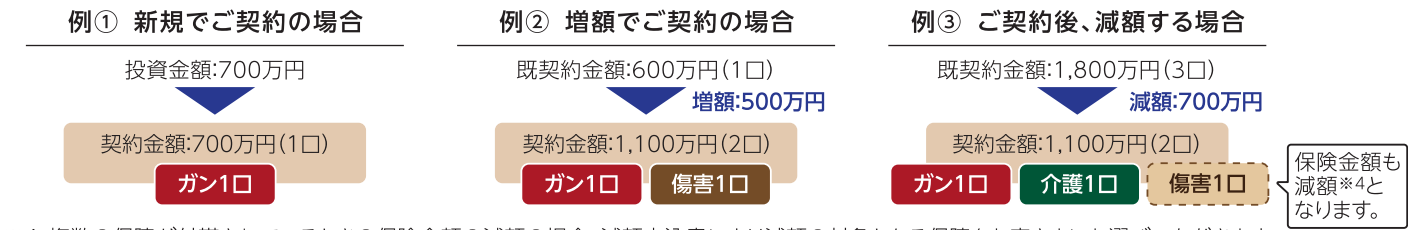
人生安心パッケージ サービスの概要

1. 年齢別にご選択、お申し込みいただけるサービスについて

保障サービス	
満40歳から満65歳まで	満66歳から満80歳まで
ガン保障 ガンになったときの治療にかかる費用に備えたい方	傷害保障 ケガをしたときの医療費やご家族の負担に備えたい方
介護保障 要介護状態となったときに必要になる費用に備えたい方	
傷害保障 ケガをしたときの医療費やご家族の負担に備えたい方	

満40歳から満65歳までのお客さま

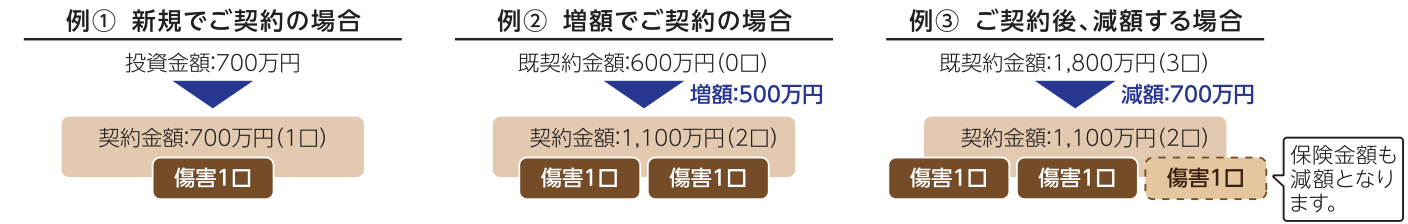
ラップ口座のご契約金額500万円を1口として、3つの保障（ガン・介護・傷害）からいずれかをお選びいただけます。3つの保障をご契約金額に応じて、ガンは10口まで、介護は20口まで、傷害は5口までを組み合わせることができます。



※4 複数の保障が付帯されているときの保険金額の減額の場合、減額申込書により減額の対象となる保障をお客さまにお選びいただきます。

満66歳から満80歳までのお客さま

ラップ口座のご契約金額500万円を1口として、5口まで傷害保障をご利用いただけます。



詳しい保障内容や、保険金をお支払いしない主な場合（免責事項）などについては、Webより「被保険者のしおり（契約概要・注意喚起情報）」をご確認ください。この案内により「契約概要」「注意喚起情報」を受領いただいたものとします。		
団体ガン保険	団体介護保険	普通傷害保険
		
https://www.in-cardif.jp/N0069BW5725	https://www.in-cardif.jp/N0069BW5726	https://www.in-cardif.jp/N0069BW5727

2. 保障のお申し込みについて

お申し込みいただける方	☑三井住友信託ファンドラップの新規または増額、三井住友信託SMAの増額のご契約を同時にお申し込みいただいた方 ●三井住友信託ファンドラップの定時払戻をご選択の場合は、お申し込みできません。 ●三井住友信託ファンドラップ、三井住友信託SMAの既存のご契約だけではお申し込みできません。 ●三井住友信託SMAの新規のご契約のお取り扱いとは終了しております。 ☑三井住友信託ファンドラップの運用資金待機コースからの運用再開と同時に申し込みいただいた方 ☑上記お申し込みのご契約の運用開始日の翌月1日午前0時時点で満40歳～満80歳までの方 ☑ガン・介護保障は告知書の告知事項に該当しない方、傷害保障は告知書のお引受けできない職業に該当しない方
保険契約者	三井住友信託銀行 ※保険料は、三井住友信託銀行が負担します。
被保険者	三井住友信託ファンドラップ、三井住友信託SMAのご契約者本人

3. 各保障の内容について

保障サービス	ガン保障	介護保障	傷害保障
加入年齢	同時にお申し込みいただく三井住友信託ファンドラップの新規・増額、三井住友信託SMAの増額または三井住友信託ファンドラップの運用資金待機コースからの運用再開(以下「運用再開」といいます)のご契約の運用開始日の翌月1日午前0時時点の年齢により次のとおりです。 満40歳から満65歳までのお客さま 満66歳から満80歳までのお客さま		
保険の正式名称	団体ガン保険	団体介護保険	普通傷害保険（死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金などの支払特約、入院保険金支払限度日数変更特約 付）
保険金額	三井住友信託ファンドラップ、三井住友信託SMAの契約金額500万円を1口とし、1口につき次の保険金額となります。 100万円	100万円	死亡:200万円 後遺障害:最高200万円(障害の程度による) 入院:日額5,000円(30日限度) 手術:入院中50,000円、外来25,000円
最高保険金額	三井住友信託ファンドラップ、三井住友信託SMAそれぞれの上限口数および最高保険金額は次のとおりです。 10口:1,000万円 20口:2,000万円 5口:死亡1,000万円、後遺障害1,000万円、入院日額25,000円、手術25万円		
保障の開始	新規、増額または運用再開のご契約の運用開始日の翌月1日を加入期間の初日とし、加入期間の初日から起算する待機期間(3カ月) 満了日の翌日から	●新規、増額または運用再開のご契約の運用開始日の翌月1日を加入期間の初日とし、加入期間の初日から起算する待機期間(3カ月) 満了日の翌日から ●傷害が原因で要介護認定を受けた場合は、待機期間はありません。	新規、増額または運用再開のご契約の運用開始日の翌月1日を加入期間の初日とし、保障を開始します。
保険金をお支払いする主な場合	被保険者が、待機期間(3カ月) 満了日の翌日以後の保障期間中に、生まれて初めてガン※5に罹患し、医師によりガンと診断確定され、ガンの治療を目的とした入院日数の合計※6が免責期間(30日)を超えた場合 ※5 病期分類0期に分類されている病変（上皮内ガンの他、膀胱・尿路・乳管等で発生する非浸潤ガンを含む）は該当しません。詳しくは、「被保険者のしおり」の「対象の疾病について」をご覧ください。また、保障の開始日前に罹患したガンは診断確定が保障の開始日以後であっても保障されません。 ※6 ガンの治療を目的とする入院の退院日の翌日から180日以内にガン(別のガンを含む)の治療を目的とする入院をした場合は、入院日数を合計します。	被保険者が、保険の加入期間の初日以後に発生した身体障害について、待機期間(3カ月) 満了日の翌日以後の保障期間中に、所定の要介護認定(要介護2以上)※7を受けた場合 ※7 所定の要介護認定については、「被保険者のしおり」の「公的介護保険について」をご覧ください。また、保険の加入期間の初日より前に発生した身体障害については、要介護認定が保障期間中であっても保障されません。ただし、保険の加入期間の初日から2年を経過した後に所定の要介護認定(要介護2以上)を受けた場合は、その要介護認定を受けた身体障害は、保険の加入期間の初日以後に発生したものとします。	●被保険者が、保険の加入期間の初日以後に被ったケガにより入院または手術をした場合※8、9 ●被保険者が、保険の加入期間の初日以後に被ったケガにより死亡または後遺障害となった場合※8、9、10 ※8 病気による場合は、保障の対象ではありません。 ※9 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の死亡、後遺障害、入院および手術については保険金をお支払いしません。 ※10 同一保障年度内に発生した事故により、既に後遺障害保険金が支払われたことがある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を控除した残額を限度としてお支払いします。
保険金をお支払いしない主な場合	●待機期間(3カ月) 満了日以前にガンに罹患していたために、この保険契約が無効になった場合 ●告知義務違反により保険契約が解除された場合 ●ガンの治療を目的とする入院の合計日数が免責期間の日数(30日)を超えなかった場合	●待機期間(3カ月) 満了日以前に要介護認定を受けた場合 ●告知義務違反により保険契約が解除された場合 ●被保険者がつぎの①～⑥のいずれかに該当する事由によって要介護認定を受けた場合 ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失、②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為、③被保険者の無資格運転、酒酔い運転、麻薬等の影響により正常な運転ができない状態での運転、④戦争その他の変乱、⑤地震、噴火または津波、⑥被保険者の薬物等使用、アルコール依存	●告知義務違反により保険契約が解除された場合 ●次のいずれかに該当する事由によって傷害を被った場合 ・保障開始日より前に発生した事故 ・故意または重大な過失 ・脳疾患、疾病または心神喪失 ・妊娠、出産、早産、流産 ・外科的手術やその他の医療処置によって被った傷害 ・地震、噴火、戦争、暴動(テロ行為を除く)等 ・核燃料物質等の有害な特性による事故 ・スカイダイビング、ビックル等の登山用具を使用する山岳登山、ゴーカート、自動車、スノーモービル等危険度の高いスポーツや競技をしている間の事故 ・有毒物質等を継続的に吸入したことなどによる中毒症状など
保障の終了	●最長継続期間(71歳の誕生日を迎える前日)に達したとき ●保険金が支払われたとき(異なる保障を組み合わせで付帯している場合、保険金が支払われていない保障は継続します。) 上記に加えて次のいずれかに該当した場合、保障は終了します。 ●最低保険金額を下回る減額をしたとき(三井住友信託ファンドラップ、三井住友信託SMAの契約金額が500万円を下回る減額をしたとき) ●三井住友信託ファンドラップにおける運用資金待機コースを選択したとき(プロフィットロック、ロスカットによる運用資金待機コースへの移行を含む)、定時払戻をご選択されたとき ●ダイナースクラブカードの年会費無料サービスの申込をしたとき(保障の終了日は、切替申込書提出日の属する月の末日となります。) ●三井住友信託ファンドラップ、三井住友信託SMAの契約終了日(更新したときはその契約終了日)が到来したとき ●三井住友信託ファンドラップ、三井住友信託SMAを解約したとき ●被保険者が亡くなられたとき ●保険契約者の事情により保障を終了するとき		●最長継続期間(86歳の誕生日を迎える前日)に達したとき

人生安心パッケージに関してご注意いただきたい事項

【団体ガン保険、団体介護保険および普通傷害保険について】

- 本資料で説明している保険商品は、カーディフ損害保険株式会社を引受保険会社とし、三井住友信託銀行株式会社（以下、「当社」といいます）を保険契約者とするものです。三井住友信託ファンドラップ・三井住友信託SMA（以下、「ファンドラップ・SMA」といいます）の契約者本人が被保険者として加入申込を行います。被保険者が保険金が支払われる場合に該当されたときは、30日以内に直接引受保険会社までご連絡ください。
- 保障は加入年齢範囲（ファンドラップ・SMAの対象取引の運用開始日の翌月1日午前0時時点（年齢は誕生日の前日24時に加算されるものとします）で、ガン保障/介護保障：満40歳～65歳、傷害保障：満40歳～80歳）であること、かつ、告知事項（ガン保障/介護保障）または告知書記載のお引き受けできない職業（傷害保障）に該当しないことを条件に加入できます。
- ファンドラップの新規契約、追加入金、または、運用資金待機コースからの運用再開、SMAの追加入金と同時に加入申込いただきます。ただし、ファンドラップの定時払戻を選択している場合は、加入申込できません。なお、SMAの新規契約のお取り扱いが終了しております。
- 本保障の不成立を理由にファンドラップ・SMAの解約を行った場合、解約金額が当初投資金額を下回る場合がございます。また、当社が受領した投資顧問報酬等は返金いたしません。
- 最低保険金額を下回る減額（ファンドラップ・SMAの契約金額が500万円を下回る減額）をしたとき、ファンドラップの運用資金待機コースへ移行したときなどの所定の条件に該当する場合、保障が終了します。また、複数口の保障に加入しており、減額等により一部保障が終了する場合は、「減額申込書」の提出が必要です。
- 本保障の保険証券・加入者証の発行はございません。保険加入申込書等のお客さま控、「被保険者のしおり」は大切に保管してください。
- 当社は団体保険契約の維持・管理のため、被保険者の情報を引受保険会社と授受します。
- 本資料の内容を十分にご理解いただいた上でお申し込みください。また、本資料は、商品の概要について説明しています。さらに詳しい保障内容や、保険金をお支払いしない主な場合などについては、「被保険者のしおり」の「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

投資一任運用商品に関してご注意いただきたい事項

【投資一任運用商品におけるリスクについて】

- 投資一任運用商品は投資信託を主な投資対象として運用を行うため、投資対象の価格の変動、外国為替相場の変動等により、損失が生じるリスクがあります。
- 投資した資産の価値が投資元本を割り込むリスクやその他のリスクは、投資一任運用商品をご契約のお客さまが負うことになります。

【お客さまにご負担いただく費用について】（以下、料率については税込みにて表示しています。）

- お客さまにご負担いただく費用には、直接ご負担いただく費用（投資顧問報酬）と、間接的にご負担いただく費用（投資対象に係る信託報酬等）があります。費用等の合計はこれらを足し合わせた金額となります。

（1）直接ご負担いただく費用

投資顧問報酬には、固定報酬と成功報酬があり、固定報酬はお客さまの運用資産の時価評価額に対して最大年率1.760%を乗じた額、成功報酬は運用成果の16.5%をお支払いいただきます。

（2）間接的にご負担いただく費用

投資対象となる国内投資信託については、信託報酬をご負担いただきます。また、投資信託により購入時・解約時に信託財産留保額をご負担いただく場合があります。外国投資信託については、運用報酬や資産保管会社の報酬が運用資産より差し引かれます。また、売買等の取引費用や監査費用等のその他費用が運用資産より差し引かれます。

これらの費用の合計額および上限額については、資産配分比率、運用状況等に応じて異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。詳しくは、契約締結前交付書面および目論見書等でご確認ください。

【その他重要なお知らせ】

- 投資一任運用商品は預金とは異なり元本および利回りの保証はありません。また、預金保険制度および投資者保護基金の対象ではありません。
- ご契約の際は、最新の契約締結前交付書面を事前にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認ください。
- ご契約のお申し込みの有無がお客さまと当社とのお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 本資料は三井住友信託銀行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

詳しくは、各店舗までお問い合わせください。当サービスは予告なく終了する場合がございます。

商 号 等：三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第649号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会